

最近の判例から

(10)

抵当権の物上代位権者が債権差押事件に配当要求することの可否

(最高判 平一三・一〇・二五 金商一四〇—三四) 倉橋 秀夫

建物に抵当権を有していた銀行が、物上代位権の行使として、同建物の賃料債権を差押えたのに対し、同建物に抵当権を有していた別の銀行が、差押えの方法によらずに、物上代位権の行使として、配当要求することはできないとして差押え行使した銀行が提訴した

事案において、一審は配当要求できるとして同銀行の請求を棄却したが、控訴審及び上告審では、同銀行の請求を認容し配当要求できないとした事例(最高裁 平成一三年一〇月二五日判決 上告棄却 金融商事判例一四〇号三四頁)(なお、本件は金融機関相互の紛争であるので、本事例紹介では大胆に簡素化している)ので、正確には判決を直接参照されたい。

一 事案の概要

建物について抵当権を有していたX(銀行)

は、平成一〇年三月、物上代位権の行使として、同建物の賃料債権を差押えたところ、同建物に同順位の抵当権を有するY(銀行)が、物上代位権の行使として、本件差押命令事件について、配当要求の申立てをした。

執行裁判所は、Yを配当を受けるべき債権者として認め、配当要求に係る債権の七一〇万円余について配当する内容の配当表を作成した。

これに対し、Xは、民事執行法一五四条一項では、配当要求債権者を、執行力のある債務名義の正本を有している債権者および文書により先取特権の有することを証明した債権者に限定している、と主張し抵当権者の地位にあるにすぎないYは配当要求することができないとして、配当異議訴訟を提起した。

一審では、先取特権に基づく物上代位権者と抵当権に基づく物上代位権者とを別異に取

り扱うべき実質的理由はないので、抵当権に基づく物上代位権者も配当要求することができる」と解して、Xの請求を棄却した。

しかし、控訴審では、①民事執行法一五四条一項は、配当要求をすることができる者として、抵当権に基づく物上代位権を行使しようとする者を掲げていないので、Yは配当要求権者に含まれない。②先取特権については、当事者間の合意の下に被担保債権について予め担保権を確保する方法を講じることが困難である等により、配当要求を認めないと当該債権執行によって先取特権行使の機会を失ってしまうこととなるので、公平の観点から、例外的に、差押のほかに配当要求の方法を許容するために、同条の配当要求権者の規定に含まれたと解される。③他方、約定担保権である抵当権の場合は、債権差押えの申立において必要とされる担保権の証明文書も既に存在しているから、容易に申立をすることができるのであるから、差押えのほかに配当要求の方法をも認めるべき格別の要請も必要性もない、として一審判決を取り消してXの請求を認容した。

これに対し、Yは上告受理申立てを行った。

二 判決の要旨

最高裁は、裁判官全員一致の意見で、以下のように判示し、Yの請求を棄却した。

(1) 抵当権に基づき物上代位権を行使する債権者は、他の債権者による債権差押事件に配当要求することはできないと解するのが相当である。

(2) けだし、民法三七二条において準用する同法三〇四条一項ただし書の「差押」に配当要求を含むものと解することはできず、民事執行法一五四条及び同法一九三条一項は抵当権に基づき物上代位権を行使する債権者が配当要求することは予定してないからである。

(3) これと同旨の見解に基づき本件配当表の変更を求めるXの請求を理由があるものとした控訴審の判断は、正当として是認することができ、控訴審判決に所論の違法はない。

三 まとめ

本件の争点は、抵当権に基づく物上代位権の行使を、差押えの方法によらずに、他の債権者による債権差押事件への配当要求によつてすることの可否にあるが、これまでの学説は、否定説、肯定説に分かれてきており、否定説は主として、民法三〇四条、民事執行法

一五四条の文言を根拠として肯定する解釈は困難としていた。他方、肯定説は、配当要求のかたちでも、差押えと同様に、第三債務者の二重弁済を防ぎ、あるいは、物上代位をするという明確な意思が表示されていると考えられるから、配当要求を民法三〇四条のいう差押えと同じ価値を持つものと認めても良いことなどを根拠としていた。

本判決は、これら学説が対立していた法律問題について、最高裁として初めて判断を示したもので、金融実務に大きな影響を与えることはもちろん、不動産実務においても参考となるものと考ええる。

(調査研究部調査役)